

県営住宅入居者『随時募集』のご案内

住宅に困窮されている方が速やかに県営住宅へ入居出来る機会を増やすため、年4回の定期募集に加え、次のとおり随時募集を実施します。

■随時募集を実施する住宅及び資格

1 定期募集（一般公募住宅・優先住宅）を実施する住宅のうち、申込みがなかった住宅について、随時募集を実施します。なお、対象住宅につきましては、徳島県営住宅PFI管理センターのホームページ（<https://www.tokushima-kenei.com>）または電話でご確認ください。

※定期募集の場合と異なり、一般住宅・優先住宅の区分を無くして随時募集を実施します。

2 随時募集で入居申込みが出来る資格は定期募集と同じです。

■入居申込みから決定までの流れ

1 申込受付期間中、入居申込みに必要な書類を提出して頂き、入居申込み資格等を審査した上で、先着順で申込受付し、当選者を決定します。（同日付で複数の受付をした場合は抽選を行います。）ただし、必要な書類が不備な場合や、家族を不自然に分離した申込みは受付できません。また、当選決定後、必要な書類が期限までに提出されない場合は、入居を許可出来ない場合があります。

2 当選決定後、必要な書類を出して頂き、内容を審査した上で入居を許可します。失格・辞退等が生じた場合、次に受付された方が繰上げ当選者となります。

3 不正な申込みが判明した場合は、当選資格又は入居許可を取り消します。

4 申込後、入居までに同居親族が変更（出産・死亡を除く）となった場合は、その申込みが無効となる場合があります。

※なお、当選発表は書類審査後、徳島県営住宅PFI管理センターから当選者に直接ご連絡します。

■申込受付期間・場所

期間 令和7年5月15日（木）から令和7年8月20日（水）まで
午前8時30分～午後5時まで（土・日・祝日、年末年始除く）

場所 徳島市かちどき橋1丁目57番地1 ライフビル1階
徳島県営住宅PFI管理センター

電話：088-678-2271

※郵送による受付は致しておりません。

入居申込みができる資格 (定期募集と同じです)

1 同居する親族(内縁関係にある方及び婚約者を含む)がいること。

※60歳以上の方、身体障がい者(身体障害者手帳1～4級までの方)、精神障がい者、知的障がい者、DV 被害者(配偶者等からの暴力被害者)、生活保護を受けている方等は、居室数が2室以下又は床面積の合計が 55 m²未満の住宅に限って単身でも申込みできます。なお、常時介護を必要とする方は、居宅において常時介護を受けることのできる支援体制がある場合、申込みできます。

※ 婚約者は、入居を指定した日から3ヶ月以内に結婚し、同居できる方に限ります。

2 現に住宅に困窮していること。

(原則、持家や公営住宅に居住している方は、困窮していることになりません)

3 収入が法令で定められた基準内であること。

次項の収入基準をご覧ください。

4 申込者および同居する親族が、暴力団員でないこと。

5 申込者および同居する親族が、県税を滞納していないこと。

6 過去に県営住宅に入居していた者にあつては、現に家賃の未納がないこと。

入居申込みに必要な書類 (定期募集と同じです)

1 県営住宅入居申込書(県が指定する書式による)

2 収入を証する書類 ※家族で収入がある方全員の書類が必要です。

①給与所得者…源泉徴収票(中途転職者の方は県が指定する書式の給与支給明細書)

②事業所得者…市町村発行の前年の所得課税証明書

③年金受給者…受給している年金の振込通知書もしくは、前年中の公的年金等の源泉徴収票

(障害年金や遺族年金など、非課税の年金のみ受給されている方は前年の所得証明書(非課税分))

④生活保護受給者…福祉事務所等発行の生活保護受給証明書(原本が必要です。)

3 婚約中の方は婚約証明書(県が指定する書式による)

4 印鑑(認印)

5 その他知事が必要と認める書類

～連帯保証人について～

※原則、1名は県内に居住していること。

※連帯保証人同士が同一世帯でないこと。

※入居者と同等以上の継続した収入があること。

当選後に必要な書類 (定期募集と同じです)

1 請書

①請書に連帯保証人2名の連署が必要であり、保証人の印鑑証明書・所得課税証明書等が必要です。

②優先入居対象者、DV 被害者、生活保護を受けている方等については、連帯保証人は不要です。

2 市町村長発行の前年中の所得課税証明書

3 入居される方全員分の住民票(※マイナンバーの記載がないもの)及び保険証等

4 その他県が指定する書類

入居予定日等

1、入居手続き(書類審査含む)及び敷金等の入金完了次第、順次入居出来ます。

2、指定の期日までに関係書類の提出がない場合は、辞退されたものとして処理します。

3、重複して申込みされた場合は、すべて無効になります。

4、入居時に敷金として家賃の3ヶ月分が必要です。

(有料駐車場については、使用料の3ヶ月分が別途保証金として必要です。)

5、その他、自治会費、共益費が必要です。(自治会には必ず入会して下さい。)

家賃について

※部屋ごとに、収入によってそれぞれ家賃が異なります。

1 入居を希望する部屋ごとに、収入区分別の家賃をご覧ください。収入区分は所得月額に応じて決まります。

	収入区分	所得月額 = $\frac{\text{年間所得金額} - \text{諸控除額}}{12}$
一般階層	1	10万4千円以下
	2	10万4千円を超え12万3千円以下
	3	12万3千円を超え13万9千円以下
	4	13万9千円を超え15万8千円以下
裁量階層	5	15万8千円を超え18万6千円以下
	6	18万6千円を超え21万4千円以下

2 入居後は、毎年、収入を申告していただき、法令により定められた計算方法で翌年度の家賃を算定します。なお、収入申告がない場合は民間並みの高い家賃になりますのでご注意ください。

裁量階層

高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯

- 1 高齢者世帯 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満である世帯
- 2 障がい者世帯 入居者又は同居者が、障がい者・戦傷病者・被爆者・引揚者等である世帯
- 3 子育て世帯 同居者に中学生までの子どもがいる世帯

収入基準上限額早見表

上段は年収、下段の()は月収、単位:円

区分	収入基準	扶養親族人数				
		0人	1人	2人	3人	4人
一般階層	15万8千円	2,967,999	3,511,999	3,995,999	4,471,999	4,947,999
	以下	(247,333)	(292,666)	(332,999)	(372,666)	(412,333)
裁量階層	21万4千円	3,887,999	4,363,999	4,835,999	5,311,999	5,787,999
	以下	(323,999)	(363,666)	(402,999)	(442,666)	(482,333)

※ 給与所得者が1人で、扶養親族の控除が適用された場合の例です。

収入基準

所得月額が15万8千円以下であること (裁量階層は21万4千円以下)

$$\text{所得月額} = ((A)\text{年間所得金額} - (B)\text{諸控除額}) \div 12$$

↓
※裏面一覧参照

(A)年間所得

給与所得 ……給与所得控除後の金額(給与総収入額 - 所得控除額)

事業所得 ……事業所得金額(事業総収入金額 - 事業必要経費)

年金所得 ……雑所得金額(年金等総収入金額 - 公的年金等控除額)

※所得者が2人以上いる場合は、それぞれに求めた年間所得金額を合計した額です。

(B) 諸控除額

控除名	控除対象者	控除額
① 同居親族控除	同居している家族のうち入居名義人以外の人	1人につき 38 万円
② 別居の扶養親族控除	同居家族には入っていないが、所得税法上の扶養親族控除の対象として認められている人(保険証等で確認します。)	1人につき 38 万円
③ 老人扶養親族控除	扶養親族のうち 70 歳以上の人	1人につき 10 万円
④ 特定扶養親族控除	扶養親族のうち 16 歳以上 23 歳未満の人(配偶者を除く。)	1人につき 25 万円
⑤ 障がい者控除 ※特別障がい者控除	本人、配偶者、扶養親族及び同居者で障がい者等であり、手帳等を交付されている人(手帳等で確認します。) ※重度の障がい(1~2 級程度)の人(手帳等で確認します。)	1人につき 27 万円 ※1人につき 40 万円
⑥ 寡婦控除	「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに当てはまる人 ①夫(民法上の婚姻関係にある者)と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が 500 万円以下の人 ②夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が 500 万円以下の人(この場合、扶養親族の要件はありません。)	1人につき 27 万円(その人の所得金額を限度)
⑦ ひとり親控除	婚姻をしていないこと又は配偶者の生死が明らかでない一定の人のうち、次の三つの要件の全てに当てはまる人 ①その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。 ②生計を一にする子がいること。(この場合の子は、その年分の総所得金額等が 48 万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。) ③合計所得金額が 500 万円以下であること。	1人につき 35 万円(その人の所得金額を限度)

※年齢は、県が入居を指定する日現在の満年齢です。

※給与所得又は公的年金等に係る雑所得がある方1人につき、10 万円(その人の所得金額を限度)が控除されます。

一般公募住宅：先着 ※同日付で複数の受付をした場合は、抽選を行います。

一般住宅一覧表

(※徳島県住宅供給公社が案内しております、募集物件との重複での申込みはできません。)

<p>間取りの数字は広さを畳数で表したもの 洋3.8・・・洋室3.8畳、4.5・・・4.5畳、5.6・・・5.6畳、6.6・・・6.6畳 和3.3・・・和室3.3畳、4.7・・・4.7畳、 DK7.4・・・ダイニング・キッチン7.4畳 etc. K・・・台所、DK・・・ダイニング・キッチン 1DK・2DK・・・単身での申込みができます 3DK・・・2人以上での申込みになります 4DK・・・4人以上での申込みになります その他 網戸の設備はありません</p>	<p>住宅番号の読み方 例 308・・・・3階の8号室 807・・・・8階の7号室 6211・・・・6号棟2階の11号室 6701・・・・6号棟7階の1号室</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

団地名	所在地	建設年度	構造	募集戸数	住宅番号	階数	間取り 型 式	収入 区分	家賃(円) 予 定 額	備 考
津田松原	徳島市津田町 3丁目7-7	平成 27	高層 耐火 8階建	1	213	2				○4人以上の世帯に限る ○駐車場使用料 月額1,100円 ○エレベーター有 ○共益費(※) 月額約5,000円
							洋4.3・ 4.4・6.1	1	33,600	
							和3.3 DK(9.2)	2	38,800	
							3	44,400		
						4	50,100			

※ 共益費は、各団地で満室入居時の目安額です。入居戸数によって変動する場合があります。

【津田松原団地 参考図】



県営住宅入居申込書				台帳番号	※	
徳島県知事 殿				令和 年 月 日		
				〒		
現住所				_____		
(フリガナ)				_____		
申込者氏名				_____		
電話番号				(_____)		
県営住宅に入居したいので、次のとおり申し込みます。						
なお、申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと及び県税を滞納していないことの確認のため関係機関に照会されることに同意します。						
また、入居後において、入居者(申込者)又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、県営住宅を明け渡すことを誓約します。						
1 入居を申し込む団地 _____ 団地 型式 (_____ DK)						
住宅番号 (_____)						
2 申込者及び同居しようとする親族の状況						
(フリガナ)	生年月日	年齢	続柄	職業	勤務先等の所在地及び電話番号	備考
氏 名			本人		(電話番号 _____)	
					(電話番号 _____)	
					(電話番号 _____)	
					(電話番号 _____)	
					(電話番号 _____)	
					(電話番号 _____)	
3 現在の住居の状況						
種 別	次のうち、該当するものに○印をつけてください。					
	(1) 持家(売却予定を含む。)		(2) 公営住宅	(3) 公社・公団住宅		
	(4) 社宅・職員住宅		(5) 民間アパート等	(6) 親族の家に同居		
	(7) その他(_____)					
家 賃	円	間取り	×	×	×	
4 入居を申し込む理由				駐車場使用希望 (○して下さい。)		
				ある ・ ない		

5 同居しようとする親族が申込者と住所が異なる場合の住所等		
氏名	住所及び電話番号	申込者とともに入居する理由等
	(電話番号)	
6 収入基準の算定 ※		
7 確認事項		
<p>該当する場合は、□にレ印を記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 申込者及び同居しようとする親族は、暴力団員ではありません。</p> <p><input type="checkbox"/> 申込者及び同居しようとする親族は、県税を滞納していません。</p> <p><input type="checkbox"/> 申込者及び同居しようとする親族のうち、過去に県営住宅に入居していたものにあつては、現に家賃の未納はありません。</p>		
申込者の住宅に困窮する実情	<p>次のうち、該当するものに○印を付けてください。</p> <p>イ 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者</p> <p>ロ 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者</p> <p>ハ 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者</p> <p>ニ 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。）</p> <p>ホ 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている者</p> <p>ヘ イからホまでに該当する者のほか現に住宅に困窮していることが明らかな者</p>	
	記入上の注意	<p>1 「職業」欄には、勤務先があるときは、会社名と〇〇課総務係のように詳細に書いてください。なお、学生は学校名を書いてください。</p> <p>2 この申込書は正確に書いてください。重要な事実について記載がない場合であつて当該不備を補正しないとき又は虚偽の記載があるときは、入居の許可を拒否します。また、虚偽の記載をして県営住宅の入居の許可を受けた場合には、入居の許可を取り消すことがあります。</p> <p>3 ※印欄には、記入しないでください。</p>

備考 この様式は、県営住宅（徳島県営住宅の設置および管理に関する条例（昭和35年徳島県条例第12号）第10条第1項の規定の適用を受ける場合を除く。）に入居しようとする場合に使用すること。

入居申込書の記入例

様式第1号（第3条関係）
その1

県営住宅入居申込書		台帳番号	※			
徳島県知事殿		令和7年〇〇月〇〇日				
〒770-0941		現住所 徳島市万代町1丁目1番地				
(フリガナ) トクシマ タロウ		申込者氏名 徳島太郎				
		電話番号 621-xxxxx				
<p>県営住宅に入居したいので、次のとおり申し込みます。 なお、申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと及び県税を滞納していないことの確認のため、関係機関に照会されることに同意します。 また、入居後において、入居者(申込者)又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、県営住宅を明け渡すことを誓約します。</p>						
1 入居を申し込む団地 <u>津田松原</u> 団地(型式 <u>4DK</u>) 住宅番号(<u>213</u>)						
2 申込者及び同居しようとする親族の状況						
(フリガナ) 氏名	生年月日	年齢	続柄	職業	勤務先等の所在地及び電話番号	備考
トクシマ タロウ 徳島太郎	S52.5.10	48	本人	徳島建設(株)	徳島市かちどき橋1丁目57番地1 (電話番号 678-xxxx)	
ハナコ 花子	S54.7.15	45	妻	無職	(電話番号)	
イチロー 一郎	H20.7.15	16	子	富田高校	(電話番号)	
ジロウ 二郎	H23.4.9	14	子	富田中学校	(電話番号)	
					(電話番号)	
					(電話番号)	
3 現在の住居の状況						
種別	次のうち、該当するものに○印をつけてください。 (1) 持家(売却予定を含む。) (2) 公営住宅 (3) 公社・公団住宅 (4) 社宅・職員住宅 (5) 民間アパート等 (6) 親族の家に同居 (7) その他()					
家賃	50,000円	間取り	6.0 × 4.5 × DK (2DK)			
4 入居を申し込む理由 部屋が狭い、家賃が高い、建物が古い。					駐車場使用希望(○して下さい。)	
					ある ・ ない	

給与支給明細書の記入例

給与所得者のうち、中途就職者（令和6年1月2日以降就職された方）については、源泉徴収票に併せて下記記載例の給与支給明細書を提出してください。

給与支給明細書
(中途転職者用)

住所 徳島市万代町1丁目1番地
氏名 徳島太郎

支給別 月別	本俸	扶養手当 (家族手当)	超過勤務 手当 (残業手当)	賞与 (ボーナス)	手当	手当	計	控除額 税金・ その他
令和6年 5月	110,000						110,000	
6月	200,000		10,000		10,000		220,000	
7月	220,000		10,000		10,000		240,000	
8月	220,000		20,000		10,000		250,000	
9月	240,000		20,000		10,000		270,000	
10月	240,000		20,000		10,000		270,000	
11月	240,000		20,000		10,000		270,000	
12月	240,000		20,000		10,000		270,000	
令和7年 1月	240,000		20,000		10,000		270,000	
2月	240,000		20,000		10,000		270,000	
3月	240,000		20,000		10,000		270,000	
申込みの前月分 (令和7年4月)	240,000		20,000		10,000		270,000	
計	2,670,000		200,000		110,000		2,980,000	
控除対象配偶者の有無	有 無		扶養親族数（配偶者を含む）				3 人	
就職年月日	令和6年 5月 15日							

上記のとおり相違ないことを証明します。
令和7年 4月 15日

所在地 徳島市かちどき橋1丁目57番1
名称 徳島建設株式会社
代表者氏名 代表取締役 東西一郎



- ※注
- ・申込みの前月から就職した月までさかのぼって記入してください。
 - ・支給別欄のうち空欄になっている手当欄には、各事業所独自の手当を支給されている場合は記入してください。
 - ・記載金額は全て課税対象となる金額を記入してください。
 - ・給与所得者が2名以上ある場合はその所得者の数だけ別々に作成してください。
 - ・扶養親族数は必ず記入してください。